

卯多キ白魚ヲ乾カタメ來レル種ナリ、ソレ迄ハ江都ニ此魚無リシトナリ、紀伊殿ノ領分勢州ニ
アリ、其處ニ產スルヲ知シ召テ、御承統ノ後カクシ給ヒシナリ、以前ヨリ桑名侯白魚ノ獻上アレ
バ、勢州ノ名產タルコト著ケレト、又曰、此說ハ光圀卿ヨリハ年代後レタリ、孰ガソノ始ナルニヤ、

〔傍庸前篇〕神の使

佃島住吉の神主は、代々日向守といふ、弘好好祖今的好貞ともに三代つきて我門弟なり、かの島の海人は、冬より春かけて白魚を旨と漁れり、年によりてすぐなき事あれば、島人一同に神主に祈禱をたのめり、其祭祀には生きたる鯉を二、白木臺に居ゑて神前に備へ、神祭終りて海に放つに、玄ばしの程は勞りたるさまなれど、海に入りていきほひはじめの如く、沖の方へはしり行けり、是は住吉神よりわたつみの神へのはゆま使にて、白魚奉らせ給へといひやるなりといひ傳へたり、

〔雜件錄二〕白魚役庄五郎差出候願書寫 御賄頭

乍恐以書付奉願上候

御賄頭支配白魚役
庄五郎

一權現様御代慶長六辛丑年、上總國東金筋御鷹野御成之節、淺草川白魚獻上仕候ニ付、夫より引續冬春之間、白魚御用被仰付、猶其後夏秋之間者、御小魚御用被仰付、當卯年迄貳百六拾六年無滯奉相勸冥加至極難有仕合奉存候、然ル處近來諸品共格外高直ニ相成候ニ付、獵師共手當方、船造立、其外都而多分之金高入用相成、殊ニ堅綱之義者、生糸を以すき立候ニ付、譯而高直ニ相成、其上近頃市中夏冬共嚴重之番ニ而殊之外町入用相掛リ、私始町内下役共一同殆當惑仕罷在候、尤外ニ御用達等者、諸品高直ニ付御割増等願上、願之通被仰付候得共、於私共而者、御役御用之義ニ付、御割増等泰願上候次第二も難相成必至ト困窮仕候、就而者京橋東西白魚屋敷川